

答 申

第 1 当審査会の結論

富山県人事委員会（以下「諮問実施機関」という。）が、県職員採用上級試験の試験問題等の公文書について非開示とした決定は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、平成 30 年 7 月 3 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により諮問実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

「平成 30 年度 富山県職員採用上級試験」の、試験区分「総合行政」の、第一次試験（平成 30 年 6 月 24 日に実施された教養試験及び専門試験）の、試験問題ならびにその解答。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

諮問実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、次のとおり、平成 30 年 7 月 17 日付け人委任第 27 号で条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

ア 特定した公文書

平成 30 年度の富山県職員採用上級試験の総合行政に係る第一次試験の教養試験問題及び専門試験問題並びにその解答文書を、本件開示請求に係る公文書として特定した。

なお、本件公文書の採用試験問題は、公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から提供を受けた問題を使用している。

センターは、「人事試験に関する調査研究を総合的に行い、その成果を普及し、もって人材の適正な選抜、配置等の促進を図り、我が国における人材の活用に寄与することを目的」として設立された法人であり、センターのホームページによれば、平成 29 年度は 45 道府県と 19 政令指定都市に対して、採用試験問題の提供を行っている。

イ 開示をしない理由

諮問実施機関は、本件処分の理由を、次の①から③とした。

非開示理由①

非開示とした情報は、センターから公表しないことを条件に提供を受けた採用試験問題であり、著作権はセンターに帰属するため、条例第 7 条第 1 号の法令秘情報に該当する。

非開示理由②

非開示とした情報は、センターが公表されないことを前提に作成しているものであり、これを開示すると、センターの問題作成業務等事業活動に大きな支障を

及ぼし、センターの競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあるため、条例第7条第3号の法人等情報に該当する。

非開示理由③

非開示とした情報は、公表しないことを条件にセンターから提供を受けたものであり、これを開示すると、今後、センターから採用試験問題の提供を受けることができなくなることが予想され、採用試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるため、条例第7条第6号の行政運営情報に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、平成30年10月11日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第4条の規定により諮問実施機関に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

(3) 当審査会への諮問

諮問実施機関は、条例第19条の規定により、平成30年12月12日付け人委任第27号-1で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求の内容

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び当審査会での意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

「処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 理由

非開示理由①に対する反論

条例第7条第1号（法令秘情報）については、本件採用試験問題の著作権がセンターに帰属していることが、明文の規定をもって開示が禁止されているものには該当しない。条例第7条第1号（法令秘情報）への該当性判断は、客観的に秘匿性の高い情報に限定すべきである。

非開示理由②に対する反論

条例第7条第3号（法人等情報）については、採用試験問題及び解答は、センターが生産した成果物ないし販売目的物であり、これを公にしても、センターの事業活動における競争上の不利益を与えることにはならない。また、採用試験問題は、「事業活動を行う上での内部管理に関する情報」でもないから、これを公にしても、センターの事業運営に不利益を与え、また、社会的信用を損なうおそれもない。

非開示理由③に対する反論

条例第7条第6号（行政運営情報）については、本件開示請求にかかる採用試験問題を「開示すると、今後、センターから採用試験問題の提供を受けられなくなることが予想され、採用試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」と諮問実施機関は説明するが、その「支障」の実質及び「おそれ」の具体的な説明がない。

第4 諮問実施機関の説明

諮問実施機関は弁明書及び当審査会の意見聴取で、本件処分について次のとおり説明した。
非開示理由①に係る意見

条例第7条第1号（法令秘情報）については、本件公文書は、センターが策定した平成30年度試験問題提供計画に基づき提供を受けているものであり、この中で「提供を受けた試験問題等は、試験の実施後においても公表しないものとする。」と明記されている。著作権法（昭和45年法律第48号。）第18条第1項で、著作者は未公表の著作物の公表権を有するとされており、たとえ条例の規定による開示であっても、著作権法第18条第3項第3号において、著作者が別段の意思表示をした場合は、未公表の著作物を公表することは禁止されている。よって、センターが公表しないよう意思表示しているため本件公文書は公表できないと説明する。

非開示理由②に係る意見

条例第7条第3号（法人等情報）については、本件公文書は、センターのノウハウそのものであり、開示した場合、センターは膨大な初出の採用試験問題を毎年作成することが必要となり、それはセンターの限られた予算と人員では不可能である。センターが、択一式の膨大な採用試験問題の提供を安定的、継続的に実施していくためには、過去の採用試験問題は公表しないことが大前提であり、この前提が崩れると、センターの事業活動に大きな支障を及ぼすと説明する。

加えて、条例第7条第3号イの「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる」ため非開示にしたという理由を新たに追加して説明した。

非開示理由③に係る意見

条例第7条第6号（行政運営情報）については、仮に、採用試験問題等を公表すれば、センターは今後、採用試験問題の提供が不可能となるとの考えを示しており、センターから採用試験問題等が提供されなくなれば、諮問実施機関において、すべての採用試験問題を独自に作成する必要が生じる。しかし、その場合、すべての試験区分の採用試験問題を独自作成するための体制を構築するために必要な人員と予算を確保する事は、現在の行財政状況ではきわめて困難であり、本件公文書を開示すると、今後の採用試験事務の適正な遂行は、著しく困難になると説明する。

第5 本件処分に対する当審査会の判断

1 公文書の特定

本件開示請求に係る公文書の特定について争いはない。

2 本件処分の妥当性

(1) 条例第7条第6号（行政運営情報）の該当性

条例第7条第6号は、県が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非開示情報としている。

仮に採用試験問題を公開した場合、今後はセンターの行う事業による成果（採用試験問

題の提供等)を受けられなくなるとのことであり、センターが採用試験問題の非開示を条件として提供することについて、諮問実施機関が承諾していることは、一定の合理性がある。

もし、センターから採用試験問題が提供されない場合、自ら採用試験問題を作成している国や一部の地方公共団体と同様に、諮問実施機関が全ての採用試験問題を独自に作成しなければならなくなるが、センターでは、試験問題の作成・研究に約20名の常勤職員及び200名超の外部委員が携わっており、その事業費は約7億円となっているとのことであるから、仮に、諮問実施機関で全ての採用試験問題を作成する場合、相当程度の組織の拡充と予算の確保が必要になると考えられ、このような体制は容易に整備することは極めて困難である。

よって、本件公文書を公にすることは、今後の採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(2) 条例第7条第1号(法令秘情報)及び同条第3号(法人等情報)の該当性

諮問実施機関は、本件公文書における非開示理由として、条例第7条第1号の法令秘情報及び同条第3号の法人等情報にも該当すると説明するが、上記(1)で述べたとおり、本件公文書の非開示情報は、同条第6号の行政運営情報に該当すると認められるので、同条第1号及び第3号の該当性については判断を要しない。

3 結論

以上のとおり当審査会は、センターから提供を受けて作成された、平成30年度の富山県職員採用上級試験の総合行政に係る第一次試験の教養問題及び専門試験問題並びにその解答文書を非開示とした諮問実施機関の非開示決定については、妥当であると判断する。

第6 付言

当審査会においては、現時点における採用試験事務の実施状況を考慮し、諮問実施機関が行った本件処分は妥当であると判断したが、国や一部の地方公共団体において採用試験問題が公表されている現状を鑑みれば、富山県職員の採用試験の透明性・客観性を確保する観点から、将来、採用試験問題及び解答については公開されることが望ましい。

第7 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 30 年 12 月 12 日	諮問実施機関（富山県人事委員会）から諮問書を受理
平成 30 年 12 月 21 日 （第 165 回審査会）	・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
平成 31 年 1 月 30 日 （第 166 回審査会）	審議
平成 31 年 3 月 8 日 （第 167 回審査会）	・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 諮問実施機関から非開示理由等を意見聴取
平成 31 年 4 月 16 日 （第 168 回審査会）	審議
令和元年 5 月 17 日 （第 169 回審査会）	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
岩 本 聡	北日本新聞社取締役	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	